

2020年4月24日

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の発出にあたって教育現場を支える施策の強化を求める緊急要請書の重点項目に対して、文科省は以下の通り、回答しました（→以降が文科省の回答）。概ねこれまでに文科省が発出しているガイドライン、Q&Aの内容にとどまる内容です。

1. 休校および学校再開の要請・指示については、学校設置者が地域・学校の実態や感染状況をふまえ、科学的根拠を示し、関係者が納得して対応できるように努めること。

① 各学校でのとりくみをふまえた対応が可能となるよう、ていねいな対応をおこなうこと。

→ 専門家会議の知見をふまえ、臨時休業の実施に関するガイドラインを示し、Q&Aを更新している。

臨時休業についてのガイドラインで「学校施設の使用制限等の要請がなかった場合の対応について」を示している。「特措法第45条第2項に基づく学校施設の使用制限がない場合でも、同法第24条第7項等に基づく要請又は事実上の協力要請により、学校の臨時休業が求められる場合には、学校の設置者は地域や児童生徒等の生活圏（通学圏や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等）におけるまん延状況を踏まえて臨時休業の必要性を判断してください。その際は、都道府県等の対策本部において衛生主管部局の見解を踏まえつつ十分に検討し慎重に判断してもらおう」ことをお願いしている。

今後も設置者が判断できるように、Q&Aを更新していく予定。

3. 休校を要請・指示しない場合は、在校時や登下校時における「3つの密」を防ぐために必要な条件整備をおこなうこと。

④ 保健室等での詳細な対応マニュアルを作成すること。

→ 保健室における3密対策を含め、学校全体でとりくむべきであると考えている。

「発熱した児童生徒がいる場合、安全に帰宅できるまでの間、学校にとどまるケースもあるかと思いますが、その場合には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をしてください、できるだけほかの児童生徒の接触しないように、別室を確保する」よう教育委員会向けのQ&Aで示している。

現時点で保健室等の対応マニュアルの作成は考えていないが、要望は伝えている。

4. 教育課程の編成は各学校がおこなうものであり、休校によって授業ができなかった内容の指導について、学校再開後に機械的に授業時数の確保を求めるのではなく、各学校の実態をふまえた方法を尊重すること。

→ 著しい遅れが生じないように、児童生徒の学習に著しい遅れが生じることのないように、各教育委員会・学校等に必要な措置を講じることを依頼しているところ。

補充のための授業を行う場合、そのことのみを理由に標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要はないこと、および、各設置者等の判断で、補充のための授業を行うために長期

休業期間を短縮したり土曜日に授業を行ったりすることは可能だが、過重な負担とならないように周知しているところ。各校で適切な支援ができるように後押ししたい。

⑤ 高校等における実習について、資格取得にかかわるものも含め、実習期間や実習方法、免許取得方法等について弾力的に対応できるよう関係機関と調整し、対応すること。

→ 国交省、厚労省など関係する省庁と協議し、実習の代替措置が可能であること、および、授業時間を短縮した場合でも、必要な単位習得と認められれば、国家試験の受験資格を認めるよう通知を発出している。今後も各省庁と連携し、生徒の学びを適切に保障し、不利益が生じることがないようにしたい。現時点で、国家試験の延期等のあり方について述べることはできない。

12. 教員免許更新について、当面、新免許状所持者で2021年3月31日を修了確認期限とする者（第1グループ）の修了確認期限を1年間延長すること。また、2022年3月31日を修了確認期限とする者（第2グループ）についても弾力的に扱うなどの措置を講ずること。

→ 教員免許状の更新が困難になる可能性については認識している。現時点では3月31日に通知したように6月30日までに修了予定の講座について、対面式は通信式への変更、通信式における履修認定について郵送方式を認めることとしている。当面は感染症対策を十分講じての受講、e-ラーニング等で適切に対応してほしい。現時点では予定通りだが、夏に向けて実施状況や感染状況をふまえ、必要な措置を検討する。